静岡空港タクシー乗降場等利用規程

1 趣旨

この規程は、静岡空港のタクシー乗車場及びタクシー降車場並びにタクシー待機場(以下「タクシー乗降場等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この規程において、「タクシー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号) 第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) この規程において、「タクシー」とは、タクシー事業者がその事業の用に供する車両をいう。

3 基本的事項

- (1) タクシー事業者及びタクシーの乗務員は、タクシー乗降場等の利用に当たっては、 タクシー乗降場等に設置されている案内表示、路面表示、この規程及び係員の指示 を遵守しなければならない。
- (2) タクシー事業者及びタクシーの乗務員は、タクシー乗降場等の適切な利用及び安全 かつ円滑な業務の遂行に努めるとともに、利用者に対するマナーをわきまえ、旅客 サービスの向上に努めるものとする。

4 タクシー乗降場等の位置

タクシー乗降場等の位置は、あらかじめ定められてた場所とする。

5 タクシー待機場の使用方法

- (1) タクシーの乗務員は、タクシー待機場の利用に当たっては、客待ちタクシー及び予約タクシーのそれぞれに指定された枠内に、タクシー待機場の出口方向に向かって整然と駐車し、待機の順序を乱してはならないものとする。
- (2) タクシーは、タクシー待機場内を逆走してはならない。また、タクシー待機場の入口から構内道路に進入してはならない。
- (3) タクシー待機場の出口で待機するタクシーは、他の車両のタクシー待機場からの退出を妨げてはならない。

6 タクシー乗車場及びタクシー降車場

- (1) タクシーの乗務員は、静岡空港の区域内においては、タクシー乗車場以外の場所で客を乗車させ、及びタクシー降車場以外の場所で客を降車させてはならない。
- (2) タクシーの乗務員は、原則として、タクシー乗車場において待機中のタクシーから

離れてはならない。

7 禁止行為

- (1) 静岡空港の区域内おいては、危険物の持込み、火気の使用並びに騒音及び悪臭を発する行為を禁止する。
- (2) 静岡空港の区域内においては、喫煙所以外の場所で喫煙してはならない。

8 設備の損傷等の場合の届出

タクシー事業者及びタクシーの乗務員は、タクシー乗降場等を利用する場合は自らの責任において利用するものとし、タクシー乗降場等の設備を損傷し、又は汚損した場合は、遅滞なく管理者(電話番号: 0548-29-2212)に通報するとともに、富士山静岡空港(株)の指示に従い補修しなければならない。

9 アイドリングストップの協力

タクシー乗務員は、待機中の車両についてはアイドリングストップに努めるものとする。

10 定めのない事項の処理

この規程に定めのない事項については、富士山静岡空港(株)代表取締役社長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施工する。